

令和3年10月農業委員会総会（定例会）議事録

1. 日 時 令和3年10月21日（木）18時
2. 場 所 善通寺市役所本庁3階大会議室
3. 出席委員 1 氏家義雄委員， 2 都築和子委員， 3 高畑強委員， 4 藤田諭史委員，
5 松本健委員， 6 立石泰夫会長， 7 田中渉委員， 8 内田猛委員，
9 杉原倫代委員， 10 松岡一雄委員， 11 大前純一委員， 12 瀬川治
会長職務代理者， 13 福崎元文委員， 14 松原影明委員
4. 欠席委員 なし
5. 傍聴人 なし
6. 事務局 局長 杉山 和也， 係長 我部山 美治
7. 議 案 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第4号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について
議案第5号 農地中間管理事業法第19条の2の規定による農用地利用集
積計画について

8. 議 事
局 長

それでは、ただいまより、令和3年10月の農業委員会総会（定例会）
を始めさせていただきます。

まず、はじめに立石会長よりご挨拶を申し上げます。立石会長、よろし
くお願いします。

会 長

皆さんこんばんは。昼間のお仕事の後、定例会にご参集いただきありが
とございます。聞くところによりますと、今年の米価が下がるというこ
とでございます。今月末には衆議院議員選挙があり、地方区において香川
県の第3区は2人が立候補し、2者択一ということになっておりますが、比
例代表におきましては、9政党からの選択となっております。我々が国政
に対して意思表示する機会はありませんが、農業に対して少しでも

有利になる投票をしていただきたいと思います。

次に、ここ最近急に冷え込んできております。私の所でも野菜を作付しておりますが、ここ最近はまとまった雨が降っていないため、何とかやっております状況であります。今晚、オリオン座流星群が活動のピークを迎えるようですので、もし興味があれば夜空を見上げて星を見ていただくと、心が安らぐと思います。

新型コロナウイルスは収束しつつありますが、第6次のリバウンドが来るとの予想もされております。今年は残すところ二月余りとなっておりますが、体調に十分気をつけて過ごしていただきたいと思います。

局 長

ありがとうございました。それでは、議事の進行につきましては、立石会長、よろしく申し上げます。

会 長

それでは、令和3年10月の農業委員会定例会を進めて行きたいと思っておりますので、ご協力をよろしく申し上げます。

本日の議事録署名人には、5番の松本委員さんと、7番の田中委員さんの両名、よろしく申し上げます。

それでは早速ですが、議案に入りたいと思います。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請を、議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局 長

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてであります。議案書の1ページで、2案件でございます。

番号1ですが、

【申請人読み上げ】

申請農地は、【申請地読み上げ】であります。

本案件の譲受人は、経営規模の拡大を行うため、労力不足により農業を廃止したいと考えている譲渡人の川崎様に売買を持ちかけたところ、話がまとまったため申請したものです。

なお、申請地には水稻を作付けする計画が提出されております。

次に番号2ですが、【申請人読み上げ】です。

申請農地は、【申請地読み上げ】であります。

本案件も番号1と同様に譲受人の要望で、労力不足により規模縮小を考えていた譲渡人に売買を持ちかけたところ、話がまとまったため申請したものです。

なお、申請地には野菜水稲を作付けする計画が提出されております。

以上、2案件、登記地目は田が3筆、面積は2,643㎡であります。

申請があった2案件につきましては、審査基準のうち農地法第3条第2項第1号の全部効率要件、同項第4号の農作業常時従事要件、第5号の下限面積要件及び第7号の周辺地域との調和要件の審査基準を全て満たしております。そのため、許可相当と考えております。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

会 長

ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局より説明がありました、農地法第3条第1項の規定による許可申請につきまして、皆様方のほうから、何かご意見、ご質問はございませんか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、議案第2号、農地法第4条第1項の許可申請について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

はい、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議案書の2ページで、1案件でございます。

申請人は【申請人読み上げ】で、無断転用の案件でございます。

申請は、【申請地読み上げ】と隣接する宅地490.03㎡を併せ利用地として、物置1棟平屋建58.34㎡に増築したものについて、追認を受けるため申請されたものです。

申請人は昭和47年頃より農地法の許可を受けることなく物置を建築し現在に至っております。申請において、始末書にて反省の念を示していることから、許可もやむを得ないと考えております。

なお、本申請地は農振農用地区域内にある農地以外の農地で、第2種農地に区分されています。

以上、1案件、登記地目は畑が1筆、転用面積は38㎡であります。提出書類には特段不備はなく、転用についての、近隣の農地関係者の方との調整を了しており、審査基準を満たすものであることから、特に問題は無いと考えておりますので、県知事へは、許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えております。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長

ただ今、事務局より説明のありました案件について、地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。

申請地は〇〇町ですので、〇〇地区の委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

〇〇委員

はい。10月13日に現地確認を実施しました。

特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。地元の農業委員さんは、特段問題ないと言うことです。

それでは、皆様方のほうから何かご意見、ご質問などはございますか。

(全委員質問無し)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第2号、農地法第4条第1項の許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、議案第3号、農地法第5条第1項の許可申請について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

はい、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案書の3ページで、4案件でございます。

番号1ですが、売買による所有権移転の案件で、【申請人読み上げ】です。

申請は、転用者が【申請地読み上げ】の所有権を取得し、工場1棟平屋建588㎡を建築するものです。

転用者は申請地から南東に約150mにある工場で〇〇業を営んでいる会社ですが、事業が順調に伸びているため新規の製袋機の導入を考えておられましたが、現在の工場では設置場所がないために新たな工場建設を計画したものです。

なお、本申請地は農振農用地区域内にある農地以外の農地で、第2種農地に区分されています。

番号2ですが、賃借権の設定で一時転用でございます。【申請人読み上げ】です。

申請は、転用者が【申請地読み上げ】の農地を借り受け、工事車両の仮置場とするものです。

転用者は丸亀市市道宮ノ前三条1号線配水管更新工事を受注し、本年11月下旬から年度末までの工事期間中、車両の仮置き場として利用するため申請したものです。賃貸借の期間は、令和3年11月19日から令和4年3月31日までとなっております。

なお、本申請地は農振農用地区域内にある第2種農地ではありますが、計画地周辺における候補地の選定理由により一時転用できるものと考えます。

番号3ですが、売買による所有権移転の案件で、【申請人読み上げ】です。

申請は転用者が【申請地読み上げ】の所有権を取得し、隣接する宅地を拡張するものです。

転用者は申請地に隣接している宅地を所有し、自動車修理業を営んでいる〇〇に賃貸しをしています。修理工場がある宅地は不整形であり手狭となっておりため、申請地を取得することにより敷地を拡張し、車両置場として〇〇に賃貸しすることを計画したものです。

なお、本申請地は農振農用地区域内にある農地以外の農地で、第2種農地に区分されています。

番号4ですが、賃借権の設定で一時転用でございます。【申請人読み上げ】です。

申請は、転用者が【申請地読み上げ】の農地を借り受け、工事車両の仮置場とするものです。

転用者は善通寺市市道文京町1号線配水管更新工事を受注、また、近隣の工事を予定しているため車両の仮置き場として利用するため申請したものです。賃貸借の期間は、許可日から令和4年10月31日までとなっております。

なお、本申請地は、都市計画区域において第一種住居地域に指定されている第3種農地であるため、転用できるものと考えます。

以上4案件、登記地目は田が4筆、転用面積は2,656.43㎡であります。提出書類には特段不備はなく、転用についての、近隣の農地関係者の方との調整を了しており、審査基準を満たすものであることから、特に問題は無いと考えておりますので、県知事へは、許可が相当との意見書を添えて進

達したいと考えております。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長

ただ今、事務局より説明のありました案件について、地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。

番号1の申請地は〇〇町ですので、〇〇地区の委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

〇〇委員

はい。10月9日に委員4名で現地確認を実施しました。

特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。続きまして、番号2は〇〇町ですので、〇〇地区の委員さんにご意見を伺いたいと思います。

〇〇委員

はい。10月16日に委員4名で現地を見てきました。

特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。続きまして、番号3は〇〇町、番号4は〇〇町ですので、麻野地区の委員さんにご意見を伺いたいと思います。

〇〇委員

はい。10月13日に現地確認を実施しました。

特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。

それでは、皆様方のほうから何かご意見、ご質問などはございますか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、議案第4号、経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について、議案第5号、農地中間管理事業法第19条の2の規定による農用地利用集積計画についての2議案を一括して議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

それでは、議案第4号、経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について、議案第5号、農地中間管理事業法第19条の2の規定による農用地利用集積計画について、2議案についてご説明いたします。

議案第4号につきましては、賃借権、使用貸借権という従来の集積計画であります。議案第5号につきましては、農地所有者より公益財団法人香川県農地機構が借り受け、耕作者に転貸するもので、両方の貸借を一括して行う場合は、農地中間管理事業法第19条の2の規定により利用集積計画となるものです。

議案書の最終ページの総括集計をお開き下さい。

今回の農用地利用集積計画は、総件数116件、262筆で、面積は238,251㎡であり、うち新規は71,943㎡、更新は166,308㎡であります。なお、利用権設定率は、全農地の33.0%であります。今回提出されました農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものであり、問題はないものと考えます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長

ありがとうございました。それでは、議案第4号、経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について、議案第5号、農地中間管理事業法第19条の2の規定による農用地利用集積計画についての2議案について、何かご意見、ご質問はありませんか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第4号、経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について、議案第5号、農地中間管理事業法第19条の2の規定による農用地利用集積計画についての2議案につきましては、原案のとおり決定をいたします。

これをもちまして本日の議案審議については、全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

閉会時刻 18時21分 終了